

Q1.現況届の提出はなぜ必要なのですか？

A1.子ども・子育て支援制度では、名護市から認定を受けて幼稚園・認可保育施設等を利用している世帯や、認可外保育施設等・預かり保育・ファミサポを無償で利用している世帯を対象に、世帯状況に変更が無いが、保育を必要とする事由（就労等）に該当しているかなどを確認する必要があるため、現況届の提出が必要となります。

Q2. 保育を必要とする事由に関する各種証明書類(就労証明書等、診断書等)を市へ提出したばかりですが、あらためて提出する必要がありますか？

A2.令和7年4月1日以降に必要書類を提出している方については、原則再提出は不要ですが、その内容から変更があった場合は、再提出が必要です。(現況届出書は、全世帯提出が必要です。オンライン申請対象の場合は不要です。)

例1. 事由が「就労」の場合

- ①就労証明書提出後に勤務内容（職場、勤務時間、勤務日数等）に変更があった方。
- ②採用「予定」で就労証明書提出後、採用日以降に証明された就労証明書が未提出の方。
- ③育児休暇等からの復職した就労証明書が未提出の方(証明日が復帰前に記載されている場合を含む)。
- ④雇用期間の更新があった方。 など

例2. 事由が「就労以外」の場合

- ② 入学「予定」で在学証明書提出後に、入学日以降に証明された在学証明書が未提出の方。
- ②在学期間、求職期間が令和7年7月1日時点で切れている方。
- ③通院状況や介護状況（時間、日数等）に変更があった方。
- ④資料提出後に妊娠した方又は産休・育休を取得した方。 など

※お手元の封筒には提出不要の有無に関わらず、就労証明書を同封しています。再提出が必要か不明な場合は、お手数ですが、名護市保育・幼稚園課 保育係窓口か電話にてご確認ください。

Q3.現況届や各種書類を提出しなかった場合は、どうなりますか？

A3. 現況届や各種書類の提出がない場合や、届出内容に虚偽があった場合は、認定が取り消され、幼稚園・認可保育施設等の利用ができなくなったり、認可外保育施設等・預かり保育・ファミサポを無償で利用している方が有償になる場合があります。

Q4.保育を必要とする事由に該当しない、または提出できる書類が何もない場合はどうなりますか？

A4.幼稚園・認定こども園の教育部分のみを利用（1号認定）している場合は、保育を必要とする事由がなくても問題ありません。

それ以外の方で、保育を必要とする事由がない、または確認できない場合は、提出しなかった場合と同様に、認定が取り消され、幼稚園・認可保育施設等の利用ができなくなったり、認可外保育施設等・預かり保育・ファミサポを無償で利用している方が有償になる場合があります。仕事を辞めた場合など状況が変更になった場合は、すぐに名護市保育・幼稚園課にご連絡・ご相談をお願いします。

Q5.就労証明書以外の所定様式は、どこで取得すればいいですか？

A5.同封している様式は、就労証明書のみです。就労証明書以外の所定様式は、各施設(園)または保育・幼稚園課の窓口にてお受け取りいただくか、名護市ホームページからダウンロードのうえ記入・提出ください。(URL、QRコードはウラ面参照)

Q6.兄弟姉妹ごとに現況届や各種証明書類の資料が必要ですか？

A6. 現況届や各種証明書類は、世帯で1部の提出をお願いします。兄弟姉妹で利用する施設・事業等が異なる場合でも、同じ書類を複数提出していただく必要はありません。

Q7.各種書類は準備できたものから提出しても良いでしょうか？

A7.どの書類を提出して、どの書類を提出していないかの把握が難しくなりますので、提出すべき書類のすべてを提出できない場合は、受付することができません。受付期間に間に合うよう、すべての書類の準備を早めに行っていただきますようお願いします。

Q8.現況届で各種書類を提出した場合は、しばらく書類の提出は必要ありませんか？

A8.現況届は基本的に年1回の確認ですが、内容に変更がある場合は、その都度、書類の提出が必要です。
(例) 就労(復帰)予定者の就労確認、新規就労者の継続雇用確認、雇用期間の更新確認、妊娠・出産後の事由確認、求職後の事由確認、療養中の状況確認、自営業者の収支内訳・給与明細の確認など。

Q9.同居親族に18歳以上60歳未満の親族がいます。現況届の際に同居親族の書類も必要ですか？

A9.現況届では基本的に保護者及び児童の状況確認になる為、同居親族の保育の事由に関する証明書は不要です。ただし、認可保育所等について、これから異動の申込や新規利用申込をしようとする児童がいる場合は、利用調整のポイントや階層認定に影響がある場合があるため、申込の際、提出が必要です。

Q10.世帯分離している親族(祖父母等)がいますが、記入の必要はありますか？

A10.幼児教育・保育の制度では、同住所地・同家屋に住んでいる場合、世帯分離をしても、同世帯とみなします。生計が別であることが確認できる資料(水道・光熱費の書類等)がない場合は、ご記入ください。

Q11.現況届以降の手続きは何かありますか？

A11.認可保育所等を利用している子どもについては、11月頃に次年度の異動希望の申込や世帯状況変更届の案内を行なう予定です。日時や手続きに必要な書類については、施設(園)を通して行う予定です。

Q12.その他現況届の提出と同時にやるべき手続きはありますか？

A12.認可保育所等を利用している子どもについて、異動の申込をしているが、現在異動の意思がない場合は、異動届の取り下げの手続きをお願いします。また、異動の申込をしているが、同居人の就労証明書等を提出していないなどの理由により、減点となっている世帯について、追加で就労証明書等を提出することで、減点を取り消すことができます。

他に、ご不明な点がございましたら、保育・幼稚園課窓口または下記連絡先にお問い合わせください。

※状況を聴取した後、確認に時間を要する場合があります。ご了承ください。

名護市HP:QRコード↓

各種所定様式のダウンロード先 → 名護市HP

URL: <http://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2018071700369/>



【問合せ先】

名護市 こども家庭部 保育・幼稚園課 保育係

☎0980-53-1212 (内線 122・129)